

第6号様式別表2の5記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度の中間期間（法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間をいいます。以下同じです。）又は当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度若しくは中間期間（法人税法第80条第7項又は第8項に規定する欠損事業年度を除きます。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額及び当該事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限りします。）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第81条の31第5項に規定する中間期間を含みます。以下同じです。）において生じた控除対象個別帰属還付税額について、法第53条第23項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下「令和2年改正法」といいます。）附則第5条第6項において準用する法第53条第26項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。
- (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (3) 法第53条第24項又は令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第28項に規定する被合併法人等の控除未済還付法人税額又は控除未済個別帰属還付税額（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済還付法人税額又は控除未済個別帰属還付税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）がある場合には、当該控除未済還付法人税額又は控除未済個別帰属還付税額とこれらの規定の適用を受ける法人の控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額とを区分し、それぞれ各事業年度若しくは各中間期間又は各連結事業年度ごとに記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
2「控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額①」	当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度又は中間期間において法人税法第80条又は第144条の13の規定により欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額及び当該事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において令和2年旧法人税法第81条の31の規定により連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額のうち当該法人に帰せられる額について、古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。	法第53条第23項又は令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項の規定による控除は、控除対象還付法人税額の計算の基礎となった欠損金額に係る事業年度又は控除対象個別帰属還付税額の計算の基礎となった連結欠損金額に係る連結事業年度以後において、連続して第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の確定申告書を提出していることが必要です。
3「控除未済額③」	①の欄の金額から②の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。	
4「当期控除額④」	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額（(3)においては、それぞれ(イ)に掲げる金額が(ⅱ)に掲げる金額）を超えない範囲内で記載します。 (1) 第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）を提出する法人（(2)、(3)又は(4)に掲げる法人を除きます。） (イ) この明細書の④の「合計」の欄の金額 (ロ) 第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の①及び②の各欄の金額の合計額から①の欄の括弧内の金額を控除した金額 (2) 第6号様式別表1を提出する法人 (イ) この明細書の④の「合計」及び第6号様式別表2の6の⑤の「合計」の各欄の金額の合計額 (ロ) 第6号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額及び⑩の欄の金額の合計額を控	

	除した金額	
(3)	第6号様式別表1の2を提出する法人	
(イ)	恒久的施設帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人	
(i)	この明細書の外国法人の恒久的施設帰属所得に係る④の「合計」の欄の金額	
(ii)	第6号様式別表1の2(イ)の①及び②の各欄の金額の合計額から①の欄の括弧内の金額を控除した金額	
(ロ)	恒久的施設非帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人	
(i)	この明細書の外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る④の「合計」の欄の金額	
(ii)	第6号様式別表1の2(ロ)の①及び②の各欄の金額の合計額から①の欄の括弧内の金額を控除した金額	
(4)	第6号様式別表1の3を提出する法人	
(イ)	この明細書の④の「合計」の欄の金額	
(ロ)	第6号様式別表1の3の③の欄の金額から①の欄の括弧内の金額及び④の欄の金額の合計額を控除した金額	